

副 本

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外31名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

準 備 書 面 (53)

令和7年7月7日

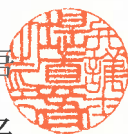
静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

堤

真 吾

外10名



略語例

本件原子力発電所

浜岡原子力発電所 3 ないし 5 号機

(なお, 特定の号機を示すときには, 例えば「本件原子力
発電所 3 号機」と表す。)

設置許可基準規則

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備
の基準に関する規則

(平成 2 5 年原子力規制委員会規則第 5 号)

令和7年5月15日の口頭弁論期日において、貴庁から被告に対し、本件原子力発電所4号機及び同3号機の各原子炉設置変更許可申請の審査に関連して、同4号機と同3号機とでいかなる差異があるのかについての質問がなされた。

以下では、上記の各申請の審査につき、耐震班審査に関連する事項とプラント班審査に関連する事項とに分けて、本件原子力発電所4号機と同3号機との差異について説明する。

1 耐震班審査に関連する事項

耐震班審査においては、本件原子力発電所の基準地震動、基準津波及び敷地の地質・地質構造の審査が同4号機及び同3号機共通で行われてきている。

基準地震動については、審査が本件原子力発電所4号機及び同3号機共通で行われ、令和6年4月17日付け被告準備書面（42）で述べたとおり、令和5年9月の審査会合において、本件原子力発電所の基準地震動として概ね妥当な検討がなされていると評価されている。

基準津波については、審査が本件原子力発電所4号機及び同3号機共通で行われ、令和7年1月20日付け被告準備書面（45）で述べたとおり、令和6年10月の審査会合において、本件原子力発電所の基準津波として概ね妥当な検討がなされていると評価されている。

敷地の地質・地質構造については、本件原子力発電所の敷地及び敷地近傍の地質・地質構造の調査結果に基づき、審査が同4号機及び同3号機共通で行われてきている。被告は、本件原子力発電所の敷地及び敷地近傍の地盤にわたって認められ、同発電所の耐震重要施設に係るH断層系【図1】を敷地内の断層の活動性評価の代表として、後期更新世以降に活動していないとの評価結果を取りまとめて審査で今後説明することとしている。この敷地内の断層の活動性に係る評価結果につき、被告は、改めて今後主張する。

2 プラント班審査に関連する事項

本件原子力発電所4号機及び同3号機は、原子炉や格納容器は同一型式であり、両号機の系統構成はほぼ同じである。ただし、系統を構成する一部の施設や設備については、配置等に差異があり、これらを踏まえて審査を受けることとなる。

施設や設備の配置等の主な差異としては、まず、主たる循環系への冷却材の補給や事故時の炉心への冷却材の注入等の水源となる施設として、本件原子力発電所4号機においては原子炉建屋の一部を構成する復水貯蔵槽を設置しているところ、同3号機においては原子炉建屋の外部に復水タンクを設置している。また、原子炉停止時に炉心において生ずる崩壊熱等を海水と熱交換して最終的に海へ逃がすための原子炉機器冷却水系の熱交換器について、同4号機においては海水熱交換器建屋に設置しているところ、同3号機においては原子炉建屋に設置している。原子炉等の運転状態の監視及び制御を行う中央制御室については、同4号機においては原子炉建屋の一部を構成しているところ、同3号機においては補助建屋の一部を構成している。これらのほか、被告は、本件原子力発電所において使用済燃料乾式貯蔵施設を設置することとしており、同4号機の附属施設として同号機の原子炉設置変更許可申請を行っている。

本件原子力発電所4号機及び同3号機のプラント班審査においては、上記で述べた差異を踏まえて審査を受けることとなる。

設置許可基準規則は、安全機能を有する施設につき、竜巻等の外部からの衝撃による損傷の防止を求めている（同規則6条）。本件原子力発電所4号機及び同3号機においては、各原子炉建屋等につき外部からの衝撃による損傷を防止する設計を行うことについては両号機で共通しているところ、上記で例示した施設との関係では、同4号機においては海水熱交換器建屋について、同3号機においては復水タンク及び補助建屋について、上記の設計を行うこととしている。

また、設置許可基準規則は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設について、地震による損傷の防止を求めており（同規則4条、39条）、その際には、

設計基準対象施設について、耐震重要度分類を設定し、その耐震重要度に応じた耐震設計を行うことを求めるとともに、重大事故等対処施設についても同様に、その施設の区分に応じた耐震設計を行うことを求めている。本件原子力発電所4号機及び同3号機においては、各原子炉建屋や圧力バウンダリを構成する機器・配管等につき、Sクラスに属するものとして基準地震動及び弾性設計用地震動を用いて耐震設計を行うことについては両号機で共通しているところ、上記で例示した施設との関係では、同3号機においては、補助建屋につき、Sクラスに属する中央制御室がその一部を構成していることから、基準地震動及び弾性設計用地震動を用いて耐震設計を行うこととしている。また、同4号機においては、海水熱交換器建屋につき、Sクラスに属する原子炉機器冷却水系の熱交換器を設置していることから、基準地震動を用いて支持機能が維持されることを確認することとしている。

使用済燃料乾式貯蔵施設については、本件原子力発電所4号機の附属施設として同号機の原子炉設置変更許可申請を行っていることから、同号機の審査において同施設の新規制基準適合性の確認を受けることとなる。

なお、プラント班審査は、現在本件原子力発電所4号機の審査が行われており、同3号機の審査については、「4号炉の審査の進捗を踏まえて、4号炉との差分を中心に内容を確認していく」とされている（乙E第87号証）。

以 上

4.1(1) 陸域（ボーリング・露頭）における検討のまとめ

